宮城県防災会議 原子力防災部会要綱一部改正 新旧対照表 (1/3)

備者				
改正案	宮城県防災会議原子力防災部会要網 1 趣 旨 この要綱は,宮城県防災会議条例(昭和37年宮城県条例 第25号)第4条及び宮城県防災会議規程第6条に規定する 部会のうち,原子力防災に関する部会について定めるもの とする。	2 部会の名称 部会の名称は, 宮城県防災会議原子力防災部会(以下「部会」という。)と称する。	 3 部会の構成 (1)部会の構成は,委員10人以内及び専門委員20人以内をもって組織する。 (2)委員は,宮城県防災会議委員のうち別表の1に掲げる職にある者とする。 (3)専門委員は,別表の2のとおりとする。 	4 部会長及び職務代理者 (1) 部会長には,宮城県副知事(環境生活部担当)の職にある者とする。 (2) 部会長に事故あるときは,環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。
現行	宮城県防災会議原子力防災部会要綱 1 趣 旨 この要綱は, 宮城県防災会議条例 (昭和37 年宮城県条例 第25 号) 第4条及び宮城県防災会議規程第6条に規定する部会のうち, 原子力防災に関する部会について定めるものとする。	2 部会の名称 部会の名称は, 宮城県防災会議原子力防災部会 (以下 「部会」という。)と称する。	 3 部会の構成 (1)部会の構成は,委員10人以内及び専門委員20人以内をもって組織する。 (2)委員は,宮城県防災会議委員のうち別表の1に掲げる職にある者とする。 (3)専門委員は,別表の2のとおりとする。 	4 部会長及び職務代理者 (1)部会長には,宮城県副知事(環境生活部担当)の職にある者とする。 (2)部会長に事故あるときは,環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。

宮城県防災会議 原子力防災部会要綱一部改正 新旧対照表(2/3)

備 老	・要綱改正に伴う行追加
改正案	 部会の調査審議事項 部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。 (1)地域防災計画(原子力災害対策編)の作成及び修正に関する事項 (2)原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 (3)その他会長から付議された事項 (4)を変綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 この要綱は、部会長が定める。 この要綱は、平成13年 1月29日から施行する。 この要綱は、平成13年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成13年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。
現行	 5 部会の調査審議事項 部会の調查審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。 (1)地域防災計画(原子力災害対策編)の作成及び修正に関する事項 (2)原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 (3)その他会長から付議された事項 6 その他 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 この要綱は、昭和55年10月25日から施行する。この要綱は、平成18年1月29日から施行する。この要綱は、平成18年6月15日から施行する。この要綱は、平成18年6月15日から施行する。この要綱は、平成24年4月25日から施行する。この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

宮城県防災会議 原子力防災部会要綱一部改正 新旧対照表 (3/3)

	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二																- 111 夕篼ワ何免 ムー ホエス 存	「面口目に久冬口においる心成の毎日に日日日日との世界の日本の一番の日に日本の一番をおります。	旨年に因うの事份で別事り スキガガギシ ス語 かが 新売 オカケー アカ	で は は は は は に に に に に に に に に に に に に	Υ,Υ	
					備	部会長										備考						
1	以止条	原子力防災部会構成員	別表の1	委員	職名	宮城県副知事	第二管区海上保安本部長	宮城県警察本部長	宫城県総務部長	宮城県震災復興・企画部長	宫城県環境生活部長	日本放送協会仙台放送局長	その他部会長が必要と認める者	別表の 2	専門委員	職名	学職経験のある者	仙台管区気象台 総務部危機管理調整官	東北電力株式会社女川原子力発電所	立地市町の首長	石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	その他部会長が必要と認める者
					備考	部会長										備考						
	現 行	原子力防災部会構成員	別表の1	委 員	職名	宮城県副知事	第二管区海上保安本部長	宫城県警察本部長	宫城県総務部長	宮城県震災復興・企画部長	宫城県環境生活部長	日本放送協会仙台放送局長	その他部会長が必要と認める者	別表の 2	専門委員	職名	学識経験のある者	仙台管区気象台 技術部予報課長	東北電力株式会社女川原子力発電所	立地市町の首長	石卷地区広域行政事務組合消防本部消防長	その他部会長が必要と認める者

改正後

宮城県防災会議原子力防災部会要綱

1 趣 旨

この要綱は、宮城県防災会議条例(昭和37年宮城県条例第25号)第4条及び宮城県防災会議規程第6条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。

2 部会の名称

部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会(以下「部会」という。)と称する。

3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、委員 10 人以内及び専門委員 20 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の1に掲げる職にある者とする。
- (3) 専門委員は、別表の2のとおりとする。

4 部会長及び職務代理者

- (1) 部会長には、宮城県副知事(環境生活部担当)の職にある者とする。
- (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。

5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の作成及び修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

6 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和55年10月25日から施行する。
- この要綱は、平成13年 1月29日から施行する。
- この要綱は、平成18年 6月15日から施行する。
- この要綱は、平成24年 4月25日から施行する。
- この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

原子力防災部会構成員

別表の1

委 員

	職	名	備考
宮城県副知事			部会長
第二管区海上保安本部長			
宮城県警察本部長			
宮城県総務部長			
宮城県震災復興・企画部長			
宮城県環境生活部長			
日本放送協会仙台放送局長			
その他部会長が必要と認める者			

別表の2

専門委員

職種	備考
学識経験のある者	
仙台管区気象台総務部危機管理調整官	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	
その他部会長が必要と認める者	